

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第五号

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成二十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（出資法人の範囲） 第二条（略） 一・二（略） 三―八（略）</p>	<p>（出資法人の範囲） 第二条（略） 一・二（略） <u>三</u>―福山リサイクル発電株式会社 <u>四</u>―九（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。